

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
46	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農業用施設設置を目的とする権利移動を実施する際、農用地区域への編入手続を軽微な変更手続と同様に扱うこと	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が農用地区域外の土地を農用地区域に編入する場合のうち、農業用施設の設置を目的とする権利移動を実施する場合については、政令で定める軽微な変更として取り扱うこととする。	【地域の実情を踏まえた必要性】 市として、農用地区域への編入に当たっては、農振法第10条(農振整備計画の基準)の趣旨にかながみ、優良農地や農業用施設等について、編入することが必要又は望ましいとの基本的考えのもと、農用地区域外の土地に農業用施設を設置する場合も農用地区域へ編入を行っているが、農業の生産性向上などを目的としているにも関わらず、市町村単独で行える軽微な変更とはされず、手続に長期間を要している。また、農業用施設の整備予定地に農用地区域内外の土地が混在している場合、手続が一体的に進まず、事業計画者の大きな負担となる。 このため、農用地区域外の土地を農業用施設用地に指定する場合の農用地区域への編入手続についても、政令で定める軽微な変更と同様に扱うこととし、手続の簡素化を図ること。 【具体的な支障事例】 平成24年9月、農業用施設(JAの農業用集出荷施設)の移転について相談を受け、農用地区域内の軽微な変更として手続を開始したが、計画地の一部が農用地区域に指定されていなかったことから、まず、当該場所を農用地区域に編入することとなり、平成25年10月に当該場所の農用地区域への編入が完了した後、農業用施設用地への用途変更(軽微変更)の申出をしてもらい、平成26年1月に用途変更が完了した。 しかし、建築材料費の高騰などの影響により、集出荷場の建設計画の変更が生じ、変更後の計画が固まったのは、平成27年3月となってしまった。	農業振興地域の整備に関する法律第8条、第11条、第13条第4項 農振法施行令第10条	農林水産省	さいたま市
174	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	市町村農業委員会が農地に該当しないと判断した土地を除外するために市町村の農用地利用計画の変更に係る都道府県知事の同意義務付け等の廃止	農振法施行令第10条に定める軽微な変更により、森林・原野化して市町村農業委員会が農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断した土地を除外するために市町村農業委員会が農地法第2条第1項に規定する農地を除外することにより、速やかに農用地区域から除外することができるようにする。	【支障事例、必要性】 県内の中山間地域には、耕作放棄地が存在し、一部は山林化しているが、地域によっては、既に山林となった土地や元々山林だった土地まで現在も農用地区域とされている。 山林化した土地の農用地区域からの除外については、農振整備計画に関する基礎調査を実施し、市町村全体の農用地区域の状況を確認した上で、行うこととされているが、基礎調査は市町村の人的、金銭的負担が大きいために敬遠されており、除外は進んでいない。 また、手続上、通常どおり都道府県の同意、縦覧等が必要とされ、除外には2か月以上の時間がかかってしまう。 市町村農業委員会が農地に該当しないと判断し、市町村が農振整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれなく、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれないと農振地域制度に関するガイドラインに照らして「農用地区域に残置しておくことが適当であるとはいえない」と判断した場合には、軽微な変更として直ちに除外できるようにすべきである。 【メリット】 過大となっている農用地区域の適正な規模へ見直しが進むことにより、農用地区域とすべき土地の現状の規模について、正確に把握することが可能となることで、農地の利用集積や耕作放棄地の発生防止・解消の推進に係る施策をより確実に実施することができ、まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる農林水産業の成長産業化に資する。	農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項 農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条 農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について	農林水産省	長野県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
71	A 権限 移譲	農地・農 業	農地または採草放牧 地の賃貸借の解除等 の許可権限の移譲	農地法第18条第1項及び第3項 の規定により都道府県が処理す ることとされている事務・権限を、 中核市市長へ移譲する。	【制度改正の経緯】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (第4次一括法)第36条により大都市の特例として、農地法第18条第1項及び第3項の規定により都 道府県が処理することとされている事務が、指定都市又は指定都市の長に適用があるものと改正 されました。 【支障事例】 過去に、市街化区域の農地を転用する際に残存小作権がついていることが判明し、合意解約を求 めたが離作料の金額面で容易に合意に至らなかったことから、農地法18条第1項の手続きについ て説明したことがあります。その際は、都道府県知事の許可が必要な旨を説明したものの、許可ま での期間が長いことから、やむなく合意解約に至りましたが、当事者からは許可までの期間を短縮 できないのかと意見がありました。 【制度改正の必要性】 農地法第18条第1項の許可申請は、申請受理後に相手方の見解を聴取し、農業委員会の事実認 定と意見を記載した意見書を都道府県知事に送付するようになっています。その後、都道府県知 事が都道府県農業会議の意見を聞くこととなっていることから、許可まで長期間を要することとな ります。このことから、中核市市長へ権限を移譲することにより、期間が短縮され、申請者の利益に つながります。 【懸念の解消策】 賃借人からの解約申出等で、農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に該 当するか否か判断をする事案が想定されます。 事例が少ないことが想定され、難しい判断になることが想定されますが、都道府県関係部署の助 言や、都道府県農業会議の意見を聞くことで適正な判断が可能であると考えます。	農地法第18条第1項 及び第3項、第59条の 2 (第4次一括法第36条)	農林水産省	大分市
156	A 権限 移譲	農地・農 業	農地又は採草放牧地 の賃貸借の解約等の 許可	農地又は採草放牧地の賃貸借 の解約等の許可事務の都道府 県から中核市への移譲	【制度改正の必要性】 農地賃貸借の解約等の許可申請がされた場合の手続については、農業委員会が窓口となり、申 請書の記載事項及び添付書類を審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、申請が適法なも のであるかどうか審査のうえ、申請の却下又は許可若しくは不許可についての意見を決定し、都道 府県知事に送付する。都道府県知事は、農業委員会の意見書等を参考にして、農業委員会と同様 の審査を行う。 農地の賃貸借の解約等の許可は、当事者の実態にまで踏み込んで検討しないと判断ができない 場合もあり、実質的に許可判断を行うのは農業委員会であり、許可の諾否は、法令や通知(農地 法関係事務に係る処理基準について(平成12・6・1 12構改B404 農林水産事務次官通知))に基 づき判断されるものであり、許可権者によって判断基準が変わるものではない。 また、権限移譲により許可事務の処理期間の短縮化が図られることから、許可事務の権限を移 譲することが適当である。	農地法 第18条第1項及び第3 項 第59条の2	農林水産省	岐阜市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
173	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	2a未満の農業用施設 等の設置に係る農地 転用許可の撤廃	耕作を行う者が、そのその他の 農地の利用増進のため又は2a 未満の農業用施設を設置するた めに農地等を転用することを目 的として、他者の農地等に権利 を設定し、又は移転する場合は 、あらかじめ市町村農業委員 会へ届け出ることとし、農地法第 5条の許可を不要とする。	【支障事例、必要性】 耕作の事業を行う者が所有している農地を、そのその他の農地の保全又は利用増進のために転 用する場合や2a未満の農業用施設を設置するために転用する場合は、農地法施行規則第32条第 1号の規定により、農地法第4条の許可は不要とされている。 しかしながら、耕作の事業を行う者が、2a未満の農業用施設等を設置するために、他者の所有 する農地等に権利を設定し、又は移転する場合には、農地法第5条の許可が必要とされており、許 可申請のための書類の提出が農業者の負担となっている。 本県の規制緩和対象施設(法第5条許可、農業用倉庫は2a未満)の許可実績(農振農用地内の 件数) H26 農業用倉庫12件(3) 農地への通路14件(1) H25 農業用倉庫9件(2) 農地への通路16件(4) 農業用水路1件(1) 【メリット】 申請書に添付する書類(事業計画書、資金証明、工事工程表、その他必要な書類)が大幅に削 減され、農業者の負担軽減につながる。 現行制度では、許可申請から許可までには、約6週間かかるが、届出であれば、設置までに係る 期間が短縮される(参考ですが、市街化区域が指定されている本県のある農業委員会では、概 ね、5営業日で届出の受理通知を行っているとのこと)。	農地法第5条、農地法 施行規則第32条第1 号・第53条	農林水産省	長野県
207	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農振法ガイドラインに おける農振法施行規 則第4条の4第26号の 2計画の明確化	農振法施行規則第4条の4第26 号の2計画に関して、農業振興 地域制度に関するガイドラインに おいて「農業集落地域において 設置することが通常適当である と認められる非農業的な土地利 用需要に対応するものとするこ とが必要」とされているが、その詳 細な取扱いが明確にされておら ず、具体的かつ過去の運用実例 を反映し、当該ガイドラインの明 確化を図ること。	【具体的な支障事例】 農振法施行規則第4条の4第26号の2の制度を活用した農村集落の活性化を進めるため、多くの時 間と経費を費やした。特に集落維持型住宅、日常生活関連施設、地域振興のための工場等(いず れも地域の就農者や他市町村からの住民を呼び込むもの)について、農水省の担当者からは、ガイ ドラインに記載の「農業集落地域において設置することが通常適当であると認められる非農業的な 土地利用需要に対応するものとする必要がある」「積極的に非農業的な土地利用を図ることにより 都市化の進展を促進させるような土地利用～なまじまい」と示されたが、その規模感や通常適当で あると認められる範囲等について、具体的な判断基準が示されなかった。 また、同じ制度でありながら、非農用地予定区域に整備可能な施設等についての考え方が、他の 地域※と近畿とで違いがあった。 ※他地域では、26号の2計画において大規模な地域振興のための工場を設置した。 【具体的な効果】 ガイドラインの明確化を図ることで、優良農地や農産業を守りつつ、迅速かつ適切な判断が可能と なる。	農業振興地域の整備 に関する法律施行規 則第4条の4第26号の 2 農業振興地域制度に 関するガイドライン第 13 3(5)⑦	農林水産省	近江八幡市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
273	A 権限 移譲	農地・農 業	耕作放棄地再生利用 緊急対策交付金に係 る交付事務の権限移 譲	耕作放棄地再生利用緊急対策 に係る交付金を都道府県・市町 村への交付金とし、事務手続の 権限を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 国が進める地方創生では、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業としており、耕作放棄 地の発生防止・解消などが求められている。都道府県と市町村は、H26年度から農地中間管理機 構を活用した取組みを進めているが、耕作放棄地の解消にいたっていない。 【支障事例等】 「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」では、都道府県協議会に交付金を交付し、都道府県協 議会が地域協議会を経由して申請される農業者等の事業計画を精査し承認することになっている が、各協議会において、構成員である農業委員会やJA等の各団体に諮る必要があるなど事務手 続が煩雑であるため、各協議会の負担が大きくなっている。 これまで本県では耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(H21～)を活用して延べ59の取組主体 が事業を実施しており、計画承認から実績報告までの手続きを経ていたが、そのたびにJA中 央会常農振興部長の決裁が必要であり、文書の往復等のため、事務処理に時間を要している。 また、年間各2回の監査、幹事会、総会においては農政環境部長、JA中央会会長、農業会議会 長の決裁が必要であり、同様に事務処理に時間を要している。 【効果・必要性】 都道府県・市町村に直接交付することにより、地域の実情に精通する県地方機関や農地中間管 理機構との連携が可能となり、耕作放棄地の解消に向けた総合的な取組みが可能となる。 また、営農など技術的指導については農業改良普及センターによる、地域の特性に応じた指導も 可能になるなど、より総合的に事業効果を高めることができ、地方の耕作放棄地を有効活用し、地 方創生の推進につなげることができる。	耕作放棄地再生利用 緊急対策実施要綱	農林水産省	兵庫県、滋 賀県、大阪 府、和歌山 県、徳島県
206	B 地方 に対す る規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	農業振興地域の指定 基準の変更を伴う地 区計画制度の見直し	市街化調整区域内の市街化区 域縁辺部において、市町村長が 対象区域に農業振興地域の農 用地を含んで地区計画を定めよ うとすると、農林水産大臣及 び都道府県知事に協議を行い、 協議が調った場合に限り、当該 地区計画の区域内について、都 道府県知事は、農業振興地域の 整備に関する法律に基づく農業 振興地域の指定を行わないこと とすること。	【現行制度の概要】 市街化調整区域内の市街化区域縁辺部の土地利用の変化が著しい地区について、市街化の傾 向が強まったことから、農林漁業との健全な調和を図った上で、都市的土地利用を行おうとした場 合、現行制度下では、区域区分の見直しによるみ対応できるとされている。 【制度改正の必要性】 都市計画法第15条第2項により、区域区分に関する都市計画は、都道府県が決定するとされて おり、本県では、通常5年毎に広域の都市計画区域全体の見地から、複数の市町村と調整の上で 都道府県が見直しを行っている。しかし、都道府県が決定主体であるため区域区分の見直しには 長期間を要しており、基礎自治体が推進するまちづくりのウィークポイントとなっている。 今後、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定や「地域再生関連法」の改正等を踏まえた地域活 性化の実現のためには、このウィークポイントの克服が、基礎自治体にとって生き残りにおける ツールとしても必要であると考えことから、市街化調整区域内の市街化区域縁辺部において、市 町村長が対象区域に農業振興地域の農用地を含んで地区計画を定めようとするときに、農林水産 大臣及び都道府県知事に協議を行い、協議が調った場合に限り、当該地区計画の区域内につい て、都道府県知事は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の指定を行わな いこととすることを提案する。	都市計画法第12条の5 都市計画運用指針 農業振興地域の整備 に関する法律第6条	農林水産省	近江八幡市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
2	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	「長期利用財産処分 報告書」を提出するに 当たった提出書類 の明確化、手続の簡 素化	農業集落排水施設を財産処分 し、公共下水道に接続するため 「長期利用財産処分報告書」を 提出しようとしていますが、なに をもって報告書を受取できるか 詳細に基準を明示していただく とともに、事前協議の短期化、及 び受取が簡潔になるよう緩和し ていただきたい。	【支障事例】 現在、本市において右記法令により、農業集落排水施設を公共下水道に接続するよう、岡山県を 通して「長期利用財産処分報告書」を提出することとなっております。これは、施設（農業集落排水 施設の処理場等）が、「長期利用財産（10年以上）であり、地域活性化等を図るために行う財産処 分であれば、補助事業者（市）による長期利用財産処分報告書の提出、農林水産大臣による受理 により承認行為となる」となっており、それに基づき行うものです。この報告書を提出するにあたり、 地域活性化等を図るということで、処理場の後地利用の計画を防災倉庫、防火水槽等で利用する こととしています。 しかし、提出書類について明示されていないと思われるものまで、届出の過程で提出するよう不 備を指摘され、書類作成・協議に時間がかかっております。たとえば、防災倉庫にはどのようなもの をいくつ置くのか等利用計画書の作成を求められることや、地域防災計画への掲載を求められるこ となどです。（詳細は別添のとおり） 【懸念の解消策】 申請に必要な提出書類について、受理可能となる基準を詳細に明示されることにより、地方公共 団体が適切に届出事務を行い、補助対象財産を有効活用することに資すると思われれます。また、 事前協議の時間も短期間で終了すると思われれます。 本市における農業集落排水施設は、老朽化しており汚水処理費、及び維持管理費の負担が年々 増しております。その中で、近隣まで整備された公共下水道に接続することは、本市にとって効率 的で、必要不可欠な事業であり、是非とも早急に成し遂げたいと思っております。	補助金等に係る予算 の執行の適正化に關 する法律第22条 補助事業等により取得 し、又は効用の増加し た財産の処分等の承 認基準について（平成 26年6月25日26経第 370号）	農林水産省	倉敷市
35	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農地防災事業に係る 土地改良法に基づく 手続の簡素化（要件 の緩和）	農家に事業費負担を求めない農 地防災事業に係る土地改良法 手続について、地方自治体によ る申請制度の拡充や3条資格者 （事業の施行に係る地域内にあ る土地の農家等）同意手続の省 略など、法手続の簡素化に資す る見直しを行うこと。	【制度改正の必要性】 大規模災害が懸念される中、農村地域の国土強靱化を推進するためには、地方自治体が自主的 に取り組むことが可能な事業制度の拡充が必要である。また、農家に事業費負担を求めない農地 防災事業であっても、通常の土地改良事業と同様に、3条資格者に限り同意が必要となっている （土地改良法第85条の2第6項により事業を行う場合を除く。）が、農地以外での効果もあるなど、 地域全体で効果享受するものであり、行政が主体となって事業化に取り組む側面が強いもの と思われる。このため、特に農家に事業費負担を求めない農地防災事業において、3条資格者の同 意の必要性を検討する余地もあると思われることから、こうした場合にあっては、3条資格者の同 意手続を省略する措置を設けるなど、事業施行の迅速化等に向けた見直しを進めていただきた い。 【支障事例等】 農地防災事業は、農地に加え、宅地・道路・一般公共施設等にも防災効果が生じるものである。例 えば、湛水被害が生じている地域で排水施設を整備した場合、農用地の被害防止とともに、地域 内の宅地等の浸水を防止する効果もある。 したがって、農地防災事業については、市町村を始めとする地方自治体が積極的に関与し、迅速 に事業を行うことが望ましいが、土地改良法第85条の2第1項により市町村自らの発意による事 業であっても、基本的には3条資格者の同意が必要となっている。また、同条第6項の3条資格者 の同意を要しない手続の規定では、受益面積6,000ヘクタール以上等、国営土地改良事業を念頭 に置いたものと思われるため、市町村の発意により都道府県が事業を実施することは困難な状況 にある。	土地改良法第85条の 2	農林水産省	愛知県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
148	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	土地改良法52条に基づき換地を行う場合の権利を有する者の取り扱い変更	農地の基盤整備事業により土地改良法52条に基づき換地を行う場合に限っては、地区内に相続手続き未了農地があって、複数の相続権利者が存在したとしても、複数ではなく1名の登記名義人として取り扱うこと。ただし、相続権利者の法定持分は維持する。	【具体的支障事例】 換地を伴う基盤整備では、登記名義人が死亡している土地で事業を実施する場合は、相続登記後に換地処分を行うが、近年、相続登記が未了の農地が多数生じており、事業の迅速な実施に支障が生じている。また、登記名義人や相続権利者に所在を確認できない者も増えており、地区の設定や効率的な事業実施に支障をきたしている。 具体例として、現在、事業実施を計画中の地区では、地区内の土地の登記名義人が150人(生存69人、死亡して相続手続き未了81人)であって、権利を有する者が996人(生存69人+相続権利者927人)存在する場合、2/3以上を権利者会議に出席させて意思確認すること自体が困難で、事業が実施できない(分母だけが肥大化し、換地計画の議決ができなくなる)。 【制度改正の必要性】 現行制度では、運用上、相続手続き未了で相続権利者多数の土地をやむなく地区から除外する等に対応している。相続手続き未了の土地は1名の登記名義人のものとして取り扱い、その土地の相続権利者全員の同意をもって1名の同意とすることとなれば権利者会議に出席すべき人数が100人(分母150人の2/3)となるので、事業に同意する権利者の意思(分子)が尊重できるようになる。 【懸念の解消策】 運用上、意思確認が可能な相続権利者の中に整備へ反対するものが存在する土地は事業地区内に含めないものとするなどで反対者の意思を侵害することとはなくなる。土地改良法は1949年の施行であり、当時は家督相続制度(1947年の民法改正で廃止)により円滑な相続がなされた農地が多かったと思われるが、現在の社会情勢に合わせた緩和が必要。	土地改良法52条	農林水産省	長崎県
104	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農業用施設等の災害復旧事業制度に係る事務手続きの簡素化	農地及び農業用施設に係る災害復旧事業費の補助制度について、甚大な災害を受けた際に可能となる補助率増高申請等を国に行う場合に、添付が義務付けられている書類(字切図及び高率補助該当調査表)を簡素化する。	【制度の概要】 農地及び農業用施設の災害復旧事業の補助制度において、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条による補助率増高申請や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第5条による特別措置適用申請を行う場合には、関東農政局監修の「農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引き」(以下、手引きという。)により、字切図及び高率補助該当調査表等を添付する事が義務付けられている。これらの添付書類は、手引きに詳細なルールが記載されており、作成に労力を要するものとなっている。 【支障事例】 千葉県では、東日本大震災や平成25年台風26号の際等に、本制度を活用したところであるが、添付書類の作成に要する事務量が膨大となり、他の業務を抱える現場においては非常に負担となった。 例えば、東日本大震災の際に、県内のある市では、190件の申請を行うこととなり、資料作成を外部へ委託せざるを得なかったため、840万円(延べ200名以上)を要した。 【支障事例の解決策】 特に作成に労力を要する字切図は、手引きによれば、受益地の範囲及び関係耕作者の確認をする資料であるが、既存の図面(関係事業の計画平面図等)に受益範囲を明示したもので代用でき、また高率補助該当調査表については、手引きによれば、関係耕作者の実数を確認する資料であるが、申請者(市町村等)であれば受益者の特定は容易であり、土地改良法第29条第1項による組合員名簿や土地原簿等により代用できると考えられることから、特に大規模災害等で被害件数が多い場合は、これらの書類について既存の資料での代用を認めて頂きたい。	農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引き	農林水産省	千葉県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
98	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続きに関 し、以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期間が重複した場合 のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することにな り、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。	過疎地域自立促進特 別措置法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7条、第 8条 特定農山村地域にお ける農林業等の活性 化のための基盤整備 の促進に関する法律 第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第 4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	九州地方知 事会
326	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続きに関 し、以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期間が重複した場合 のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することにな り、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。	過疎地域自立促進特 別措置法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7条、第 8条 特定農山村地域にお ける農林業等の活性 化のための基盤整備 の促進に関する法律 第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第 4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	山口県 広島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
121	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	多面的機能支払に係 る交付金の改正	多面的機能支払に係る3交付金 (農地維持支払・資源向上支払 (共同活動)・資源向上支払(長 寿命化))の経理の統合	【改正の必要性】 多面的機能支払については、①農地維持支払交付金、②資源向上支払(共同活動)交付金及び ③資源向上支払(長寿命化)交付金の3交付金で構成されている。 交付金の経理区分については、下記のとおり2種類で区分することとなっている。 1:①農地維持支払交付金・②資源向上支払(共同活動)交付金 2:③資源向上支払(長寿命化)交付金 実際の共同活動においては、例えば ①の農道の路面維持と③の舗装工事 や ②の水路の軽微な補修と③の長寿命化のための補修 など 活動の区別が曖昧なものがあり、経理区分を行うことが難しい場合がある。 これらのことから実施集落より、経理事務について簡素化を図るため、経理の区分を統合し一本化 することが望まれている。 【支障事例】 金額の大きな補修の工事発注ができなく、各年度ごとに細切れの工事発注となるため、経済的に 不利となったり、効果の発現が遅れる。 経理の区分が曖昧な活動について、農林水産省に確認をとる必要があるため、着手まで時間を要 する。	農業の有する多面的 機能の発揮の促進に 関する法律第3条、多 面的機能支払交付金 実施要領第18(3)、 第28(4)	農林水産省	奈良県
109	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農地中間管理事業に係 る事務手続きの簡 素化	1農用地利用配分計画の認可申 請に係る添付資料について、認 定農業者及び認定就農者につ いては計画認定書の写しのみと し、併せて土地の登記事項証明 書は、農地台帳の写しに代替す る。 2市町村による農用地利用配分 計画案の作成については、農業 者等による協議の結果を重視 し、農用地利用配分計画の縦覧 を廃止する。 3機構が貸し付けた農用地につ いては、農用地等の利用状況の 報告等を廃止する。 4機構の農地中間管理事業に係 る業務委託について、都道府県 知事の承認を廃止する。	【制度改正の必要性】 農地中間管理事業については、従来事業に比べ手続きが煩雑で、担い手への権利設定までに多く の時間を要している。また、機構から市町等への業務委託に際しては、県の承認を要するなど非効 率的である。そのため、別紙のとおり規定を見直し事務を簡素化することで、事業の推進を図る。 【支障事例】 1～3について(1、3:事務手続きの煩雑さ 2:事務手続き期間の長さ) H27年度当初に農地中間管理事業の推進についての市町キャラバンを実施し、県内全25市町に 県及び機構の担当者が出向き、各市町毎に推進上の課題について検討したところ、全市町が①事 務手続きの煩雑さ(提出資料の多さ等)と、②事務手続き期間の長さ(貸付希望者が機構に農地を 貸付け、機構から借受希望者へ権利設定されるまでの期間)を課題として挙げた。 市町、市町農業公社等は、農地中間管理事業だけではなく、農業経営基盤促進法に基づく賃借権 の設定等(従来事業)について、相談窓口となり、その後の事務手続きを行っている。 面的な農地集積を図るため、市町等は農地の貸付希望者や借受希望者に対し農地中間管理事業 の活用を誘導しているものの、①、②の理由で、結果としてユーザーである農地の貸付希望者や借 受希望者の多くが従来事業での権利設定を選択している。〔参考〕26年度の本県における農地の 権利設定の状況:○農地中間管理事業での権利設定:450件、○従来事業:約5,800 + 1,000~ 2,000件) 4について 機構の農地中間管理事業に係る業務委託の都道府県知事の承認については、毎事業年度ごとに 必要となるが、予算措置による補助事業の計画協議で機構の業務委託について審査は十分に可 能である。	農地中間管理事業の 推進に関する法律施 行規則 第11条第2項 第2号の1から8 農地中間管理事業の 推進に関する法律第 18条、第19条、第21 条、第22条	農林水産省	栃木県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
171	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農事組合法人が行う ことができる事業種類の 拡大	農事組合法人が行うことができる 事業の種類に、地域に密着した 「生活サービス事業」を加える。 (株式会社への組織変更不要) また、農事組合法人が自家用 有償旅客運送を行うことができ よう、道路運送法上の規制緩和 を求め。 ※地域に密着した生活サービス 事業の例 ①地産地消の食料品や生活用 品などの宅配や販売 ②農家世帯などの高齢者の病 院等への送迎 ③農家世帯などの子どもの一時 預かり ④生活道路や農家世帯などの 民家等の除雪請負や補修 ⑤新聞配達 等	【支障事例、必要性】 農山村集落の現状は、急速な高齢化や人材不足、商店の撤退や公共交通機関の廃線や便数激 減など、生活面で多くの課題を抱えている。 こうした中、農山村集落の担い手農家で構成する農事組合法人の生活サービス事業参加が住民 の期待を集めており、法人においても、地域貢献の観点や、主要品目である米の価格が下落傾向 にある中、収益向上や周年安定雇用を狙って、事業主体が撤退した生活店舗を活用した事業展 開、公共交通機関の空白地帯における高齢者等の送迎支援、民家除雪など生活サービス事業参 入に関心を示しているが、農協法により農業以外の事業実施が制限されているため、実施できな い状況となっている。 株式会社に組織変更すれば、農業と生活サービス事業を併せて行うことが可能となるが、手続き の煩雑さに加え、農山村集落の実情に適した、構成員が平等に発言権を有する一人一票制の維 持が困難(農事組合法人が同額出資ではない場合が多い)となるため、多数の組合員の合意に は、膨大な労力と困難さが伴うことや、法人事業に従事した程度に応じて配当が可能な「従事分量 配当」ができないことなど、株式会社にはない農事組合法人ならではのメリットが損なわれること となるため、サービス事業参加を検討する上で大きな障害となっている。 また、自家用有償旅客運送についても、道路運送法上の規制により、地域のニーズに応じた柔軟 な対応ができない状況にある。 【代替措置】 本来事業である農業に支障を来すことがないよう、必要に応じて売上高に占めるサービス事業の 割合に制限を設ける。 【メリット】 農山村集落における生活サービスの提供 農事組合法人の経営の多角化、安定化	農業協同組合法第72 条の8 道路運送法施行規則 第48条	農林水産省 国土交通省	長野県
67	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	「持続性の高い農業 生産方式に係る技術」 の認定要件の見直し	エコファーマーの認定対象とな る持続性の高い農業生産方式 の技術について、新たな農業技 術の進展に合わせ、規定技術を 追加するなど認定要件の見直し (施行規則の改正)を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 エコファーマーの認定対象となる「持続性の高い農業生産方式の技術」は、現在、3区分17技術 (有機質資材施用技術、化学肥料低減技術、化学合成農業低減技術の3区分)が規定されている (持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第1条)。 しかし近年、「食の安全」や「食の多様化」が求められる中、本県では、環境にやさしい農業の普 及と拡大を進めているところであり、エコファーマーをはじめ、有機農産物や特別栽培農産物などの 栽培に取り組む農業者も増えつつあり、化学合成農薬を使用しない又は削減した病害虫防除・被 害軽減技術が実践されているなど、規定の技術以外の技術が普及定着している。 このため、エコファーマーの認定対象となる農業生産方式の技術について、農業技術の進展に合 わせ、規定技術を追加するなど認定要件の見直しを行う必要がある。 なお、化学合成農薬低減技術については、平成18年と19年以降は見直されていない。 【具体的な支障事例】 富山県内において、化学合成農薬の使用削減技術として、食品添加物やでんぷんを原料とした 新しいタイプの農薬(商品名:アカリタッチ、粘着くん等)を使用してダニやアブラムシの防除(虫体を 被覆し気門封鎖することで殺虫)に取り組む農業者がみられる。 これらの農薬は、その成分から人畜や生態系に及ぼす影響が少なく環境にやさしい持続的な農 業につながるものであるが、施行規則で規定されている技術(化学合成農薬低減技術)に該当しな いことから、エコファーマーの認定が困難となる状況が見受けられる。 【期待される効果】 エコファーマー認定取得者の拡大、持続的な農業生産方式の面的拡大、環境負荷の低減	持続性の高い農業生 産方式の導入の促進 に関する法律第2条 同法施行規則第1条	農林水産省	富山県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
147	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	野菜生産出荷安定法 施行規則の見直し	野菜生産出荷安定法施行規則 の共同出荷割合の見直し	<p>【具体的支障事例】</p> <p>野菜の価格が下落したときに価格差の補給を受ける野菜価格安定制度があるが、その制度を受ける産地は、一定の産地要件を満たす必要がある。しかし、市場に出荷せず契約企業に出荷する大規模生産者が新たにできたため、JAへ出荷する割合が相対的に低下し、野菜指定産地の要件の1つである共販要件を下回る産地がでてきた。しかしながら、対象産地のJAへの出荷量自体は増えており、消費者への安定供給の役割は果たしている。指定産地の継続のため、野菜生産出荷安定法施行規則第2条で定められている共同出荷割合を産地規模(出荷量)に応じて定めるよう見直しをほしい。</p> <p>また、市場に出荷しない大規模生産者が「大規模生産者登録」をした場合は、その実績を共同出荷数量にカウントできるので、「大規模生産者登録」を推進しているが、野菜価格安定制度に加入するメリットがない大規模生産者は、登録がすすんでいない。「大規模生産者登録」をしていなくても、出荷実績の提供を受けた場合は、産地の出荷量から大規模生産者の出荷量を除くことを認めて欲しい。</p> <p>大規模生産者登録の要件 対象野菜を出荷する生産者、法人等のほ場が野菜指定産地の区域であり、かつ、おおむね2haの作付面積を有すること。 (野菜生産出荷安定法第11条第2項、施行規則第6条より抜粋)</p> <p>【制度改正のイメージ】</p> <p>産地規模(出荷量)に応じた共販率要件とし、例えば、産地規模(出荷量)が6,000t以上の産地は、共販率を1/3、8,000t以上の産地は1/4とする。その場合でも、共販量は2,000t以上確保でき、計画出荷は確保できると考えられる。</p>	野菜生産出荷安定法 施行規則第2条	農林水産省	長崎県
112	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	鳥獣被害防止緊急捕 獲対策における捕獲 個体の確認方法の変 更	鳥獣被害防止緊急捕獲等対策 における捕獲個体の確認につ いて、市町村担当者が捕獲現場 に直接赴き、当該捕獲鳥獣を 実際に確認する方法(現場確認)を 基本とされているが、これを市町村 担当者ではなく、市町村長が任 命、又は指名することとしている 「鳥獣被害対策実施隊」の隊員 でも行うことができるようにする こと。	<p>【支障事例】</p> <p>鳥獣被害防止緊急捕獲等対策における捕獲実施の確認については、市町村の担当者が捕獲現場に直接赴き、当該捕獲鳥獣を実際に確認する方法(現地確認)を基本とされ、現地確認が困難な場合は、写真や捕獲個体又はその部位による確認など、確実に確認できる方法を事業実施主体等が適切に定めると規定されている。</p> <p>しかし、写真や捕獲個体又はその部位では個体確認についての精度が保たれないことから、本県では市町村の担当者が捕獲現場に直接赴き確認することを基本としている事業主体が多く、特に小規模な事業主体で現場確認を基本としているところが多い。</p> <p>しかしながら、マンパワーに限られている市町村職員が対応することは負担が大きく、基本としている現場確認が困難な場合がある。</p>	鳥獣被害防止緊急捕 獲等対策実施要領 (別記3)第2 2(2)	農林水産省	佐賀県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
205	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	鳥獣被害防止総合対策交付金における事業実施主体の見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金のうち、鳥獣被害防止総合支援事業の推進事業(ソフト事業)の事業実施主体は、地域協議会のみと規定されているが、同交付金の整備事業(ハード事業)と同様に、地域協議会だけでなく、その構成員が事業実施主体となるよう実施要領を見直す。	【支障事例】 サル被害対策では、年間を通してサルの群管理(行動範囲の把握や追い払い)を実施する必要があるため、交付金の活用できない年度当初から交付金の交付決定前までの期間について、市町村が独自財源で事業実施している地域がある。県では、地域の負担軽減のため、交付金の活用を推奨しているが、交付決定の前で事業主体が異なることから、調査・追い払い従事者の人材確保が困難であるという理由で、交付金が活用されない例がある。 【提案実現の効果】 野生鳥獣対策は、地域協議会で合意形成を図った上で、関係機関が連携して実施することが重要だが、具体的な取組については、地域の実情に合わせて、地域協議会の構成員である市町村や生産者団体等による実施ができるよう規定を見直すことで、より効果的に対策を実施できるようにする。この提案が実現すれば、深刻化・広域化する野生鳥獣被害に対して、地域ぐるみでの被害対策が一層推進され、農林業等の被害軽減や営農意欲の向上、地域の活性化等につながると考えられる。	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領	農林水産省	群馬県 茨城県 栃木県
274	A 権限 移譲	農地・農業	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県等への移譲	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」を国から都道府県への交付金とし、事務権限を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 昨年の提案募集の閣議決定のなかで、全ての農地転用許可権限が都道府県に移譲され、また、都道府県の目標設置基準案及び国の目標面積に対しても意見聴取や協議ができることとなった。国が進める地方創生では、農山漁村の所得を確保し、移住・定住を進める取り組みを進めており、地方も多面的機能を持つ中山間地域の活性化が求められている。 【支障事例等】 「米の支払い直接交付金」は、国が交付事務を行っているが、平地と中山間地等の条件不利地、大規模稲作農家などの専業と兼業農家、農地中間管理機構を活用している農業者が否かに関わらず助成単価が一律であり、需要に応じた主食用米生産や水田の維持管理につながっていない。本県では、生産調整見直し後の米づくりのためにも、酒米の山田錦と一般のうるち(主食用米)品種に差を設けたり、県の安心ブランド米や有機栽培のものなど、品質・付加価値の高いものなどに誘導したいと考えているが、10a以上の米作付面積があることや、生産数量目標を守っていること等のみが要件化され、品質や銘柄、酒造好適米、特別栽培米であることなど、県や地域段階で推進すべき米生産への助成に対応できない。 米の生産数量目標の配分の業務は、都道府県が市町に対し実施していることから、「米の直接支払交付金」交付事務についても国から都道府県へ交付金化し、移譲すべきである。 【効果・必要性】 各地域の特性にあわせた交付金の活用が図られ、需要に応じた主食用米生産とともに水田の維持管理につながる。	経営所得安定対策等実施要綱2の(1)の⑤及び⑦	農林水産省	兵庫県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
275	A 権限 移譲	農地・農 業	経営所得安定対策等に 係る「水田活用の直 接支払交付金」交付 事務の国から都道府 県等への移譲	経営所得安定対策に係る 「水田活用の直接支払交付金」 を都道府県への交付金とし、対 象作物及び交付単価を決定し、 農業者に交付する事務を移譲す ること。	【提案の経緯・事情変更】 昨年の閣議決定では、全ての農地転用許可権限が都道府県に移譲され、また、都道府県の目標 設置基準案及び国の目標面積に対しても意見聴取や協議ができることとなった。 国が進める地方創生では、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業としており、地方は、 担い手育成や農業の生産性の向上が求められている。 【支障事例等】 本県の水田への作付面積では、野菜が麦や大豆、飼料作物よりも大きく、水田活用を進めるため の最も重要な作物となっているが、近年野菜の作付け面積は減少している。 (H22年 9,720ha → H25年 9,540ha (△180ha)) そのため本県では、県や地域段階の産地交付金も活用し、野菜の作付けを推進しているものの、 戦略作物には野菜が入っておらず、取り組むことができない。 例えば、兵庫県の淡路地域はレタスやタマネギの産地だが、比較的冷涼な気候に適する大豆は 適作とは言えない。麦についても、播磨地域では、比較的良質な生産物が収穫できているが、但馬 地域では、湿潤地帯が多いため、適地も限られており、水田の裏作に麦を組み合わせ交付金を受 け取ることが難しいのが現状であり、戦略作物助成が受けられないまま地域の特産物の作付に励 む生産者があるアンバランスが生じている。 【効果・必要性】 都道府県への交付金化が実現されれば、地域の実情に合わせた水田転換作物への誘導を図る ことができる。また、本年度より、本県独自の取組としてスタートした「農業施設貸与事業」と野菜作 付拡大の交付金を組み合わせることにより、新たな水田の担い手の確保にも寄与すると考えられ る。	経営所得安定対策等 実施要綱6の(1)及び 8	農林水産省	兵庫県
153	B 地方 に対する 規制 緩和	農地・農 業	指定生乳生産者団体 制度の弾力的運用	指定生乳生産者団体制度につ いて、ミルクプラントを直接設置 運営している生産者団体に限 って、一部委託販売が出来るよう 制度の弾力的運用を行っていた きたい。	指定生乳生産者団体制度では、原則全量委託販売となっているが、生産者自らが3t/日を上限に 製造加工する場合はこの限りでは無いとなっており、一部委託販売が認められている。 一方、現行の制度では、酪農生産者団体が自ら設置運営するミルクプラントであっても、一旦指定 団体に全量委託販売し、その後指定団体からミルクプラントが中間経費を加えた額で買い戻す 必要がある。 本県にも存在する生産者団体が運営するミルクプラントは、中小規模の工場が多く、経営が厳しい 状況がある中、中間経費を加えた買取額では経営を圧迫する状況にあり、制度を脱退すると、生 産者が加工原料乳生産者補給金の交付を受けられなくなる等の支障が発生している。 よって、ミルクプラントを直接設置運営している生産者団体に限って、生産者が自ら製造加工する 場合と同様の取扱を行ったうえで3t/日の上限を撤廃し一部委託販売が出来るよう、制度の弾力 的運営をお願いしたい。	加工原料乳生産者補 給金等暫定措置法第 3条、第5条 「指定生乳生産者団 体が行う生乳委託販 売の弾力化について」 (平成10年4月16日付 け10畜A第881号農林 水産省畜産局長通知) (別紙1)第1条	農林水産省	長崎県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
157	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	卸売市場整備基本方針における中央卸売市場再編基準の見直し	<p>第9次卸売市場整備基本方針において、「第2 1(5)中央卸売市場(食肉卸売市場を除く。)であって、次に掲げる指標のうち3以上の指標に該当するものは、再編に取り組むこと」とされているが、そのうち、以下の指標について見直しを行うこと。</p> <p>指標①の開設区域内の需要量について、水産物の卸売市場経由率を考慮した指標の設定に見直すこと。</p> <p>指標②の水産物の基準数値について、実態に即し、地方の実情や、市場の環境等を考慮した取扱数量の設定に見直すこと。</p>	<p>【具体的な支障事例】</p> <p>生産者から、県所管の地方卸売市場より国所管の中央卸売市場の方が、安定した価格や確実な入金など信頼感があるとの声がある。また、岐阜は近隣に名古屋市場があるため、名古屋市場に荷が集中し、取扱数量が減少する可能性が高く、ブランドイメージが損なわれる。</p> <p>実際、地方に転換した尼崎市、室蘭市の取扱数量の減少率は岐阜市の減少率を大きく上回っている。(別添資料「近年、地方に転換した市場の取扱数量一覧表」参照、H25のH21に対する割合)</p> <p>【制度改正(案)及び効果】</p> <p>開設区域内の需要量について、指標①は人口に1人当の需要量をかけ開設区域内に十分な水産物を供給できているかを図る指標だが、「卸売市場をめぐる情勢について(農水省作成資料)」のとおり、水産物の市場経由率は53.4%(H24)で、指標①に市場経由率を掛けられた量を供給できればその役割を果たしていると考ええる。</p> <p>現在:開設区域内人口×1人当需要量⇒提案:開設区域内人口×1人当需要量×卸売市場経由率</p> <p>指標②の水産物の基準数値35,000tについては、第8次卸売市場整備基本方針から35,000tのままで10年近く変更されていないことは、少子高齢化や魚離れ等による消費量の減少が続く中、実態とかけ離れている。</p> <p>中央卸売市場の平均は約35,000tだが、平均を上回る市場はほとんど政令指定都市である。政令指定都市以外の平均は約23,000tとなり、岐阜市が海なし県で漁港が無く、水産物の入荷は海に面した市場とは違う点も考慮して約20,000t程度が妥当な基準数値と考える。(別添資料「H26青果水産取扱高一覧表」参照)</p>	卸売市場整備基本方針第2 1(5)	農林水産省	岐阜市
158	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	中央卸売市場における仲卸店舗の消費者への定期的な開放	<p>市場のPRや活性化を図るため、仲卸店舗の消費者への定期的な開放が図れるよう、「中央卸売市場における業務運営について(H12.3.31 12食流第746号)」で記載のある仲卸業者の市場内での小売行為の明確化を図ること。</p>	<p>【支障事例】</p> <p>取扱数量の減少等により、場内業者の経営状況は厳しい環境にある。開設者としては市場を多くの市民にPRし、知ってもらい、市場を活性化させたい。その手法の1つとして、定期的な市場開放を検討している。</p> <p>イベント的な開放については、「第9次卸売市場整備基本方針」や「卸売市場流通の再構築に関する検討会」において方向性が示されており、現在当市場も、関連棟を毎月第1土曜日に一般開放しているが、水産の仲卸業者からも「仲卸店舗も一般開放できないか。」との要望が挙がっている。仲卸業者は、まず、月1回の開放から始め、順調なら、週1回の開放も考えている。</p> <p>しかし、仲卸店舗での小売については、H12.3.31の12食流第746号「中央卸売市場における業務運営について」の「2仲卸業者 (3)市場内での小売行為」において、「仲卸業者が市場内の店舗を利用して一般消費者に対して小売活動を恒常的に行うことは、原則として卸売市場法の目的外の使用に該当する行為」となっているが、具体的な取扱い(原則の例外)は明確にされていない。</p> <p>地産地消も含めた市場PRや地域活性化を図るため、仲卸店舗において消費者向けに臨時的な開放を継続して行うことにより、最終的に場内業者の経営改善、取扱数量の減少に歯止めを掛けたいが、それができない状況にある。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>仲卸業者による月1回、週1回の臨時的な開放が継続してできることで、地産地消も含めた市場のPRや地域活性化が図れるように、「中央卸売市場における業務運営について」の「2仲卸業者 (3)市場内での小売行為」の範囲の明確化を図っていただきたい。</p>	中央卸売市場における業務運営について第1 2(4)	農林水産省	岐阜市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
276	A 権限 移譲	農地・農 業	六次産業化・地産地 消費に基づく総合化 事業計画の認定権限 の都道府県への移譲	六次産業化法に基づく「総合化 事業計画」の認定権限を、国から 県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 国が進める地方創生のなかで、六次産業化は所得と雇用の確保の点で期待されており、本県でも、昨年度から様々な分野の事業者と連携して新商品開発等に取り組む「農」イノベーションひょうごを進めている。 【支障事例】 六次産業化法に基づく「総合化事業計画」は、農林水産省（各地方農政局地域センター）が認定しており、都道府県の関与ができず、必ずしも地域の実情にあっていない計画の認定がなされているため、計画が円滑に実行されていない事例が散見される。 例1) A営農組合 全国的なそばの販売価格の下落により、地域の生産量が大幅に減少した結果、そば粉、そば（麺）の加工が困難になるとともに、直売による販売も低迷したため、計画の取消が行われた。 例2) B生産組合 当初計画していた米粉使用菓子について、他と差別化した商品開発ができず、生産・販売コストを考慮すると採算が見込めないことから計画の取消が行われた。 こうした例からも、地域の実情に精通し、原料供給体制・販売体制の実効性等について総合的に判断できる都道府県に権限を移譲すべきである。 なお、生産・消費が複数県にわたることが想定されるが、関西では関西広域連合が存在しており、府県をまたがる調整を行うことは可能である。 【効果・必要性】 県内の生産、流通、販売状況など地域の実情に精通した県が審査するとともに、計画の実行・目標達成に向けた指導・助言を県と地域の六次産業化サポートセンターが連携して行うことで、計画の実効性をより高めることが可能となる。	六次産業化法第5条1 項、5項	農林水産省	兵庫県、京 都府、徳島 県、京都市
68	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	補助公共事業の変更 手続きの簡素化	農林水産省（林野庁及び水産庁 を除く）が所管する農山漁村地 域整備交付金以外の補助公共 事業については、当該事業の補 助要綱により、農林水産大臣が 定める軽微な変更以外は、農政 局との協議が必要となっている。 協議が必要なもののうち「地区ご との重要な事業内容の変更」に ついて、農政局との協議の廃止 を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 農山漁村地域整備交付金事業と同様に、農政局への協議を廃止し、円滑な事業実施に資するようにする。 （平成17年度創設、地域再生基盤強化交付金や平成22年度創設の農山漁村地域整備交付金等 では、地域裁量で個別事業地区の予算の執行について、すでに弾力的かつ機動的な運用が可能 となっており、これに準じた扱いにしようとするもの。） 【具体的な支障事例】 H24年度は実施地区の11%（18地区）が補助事業であったが、平成27年度は73%（88地区）が補 助事業を活用しており、補助事業を実施する地区が増えてきている。 平成24年度の交付金事業実施地区では、補助事業であれば協議が必要となる事業の内容変更 が約25回あったが、農政局協議が不要ことから、円滑な事業実施が可能であった。しかし、補助 事業では、事前に農政局へ協議し承認を得る必要があることから、補助事業の増加に伴い協議案 件も増えることが想定され、個別地区における事業の円滑な進行に支障がでるおそれがある。 【期待される効果】 地方による予算の機動的な運用が可能となり、事業の円滑な進行により地域の基盤整備に資す る。	農林畜水産業関係補 助金等交付規則第3条 第1項 土地改良事業関係補 助金交付要綱	農林水産省	富山県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
277	A 権限 移譲	土地利用 (農地 除く)	大臣権限に係る保安林指定、解除の権限の都道府県知事への移譲	大臣権限の保安林(重要流域内における法第25条第1項第1号から第3号までの)指定、解除について、当該権限を都道府県知事に移譲すること。	<p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>大臣権限の保安林の指定及び解除については、都道府県知事が国から委託を受けており、指定、解除に必要な専門的知識を有している。大臣権限と知事権限でこれらの手続きにあたっての基準に差異はない。</p> <p>提案募集に係る閣議決定においては、一の都道府県内で完結する一級河川の全区間の都道府県に移譲された場合などは、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲することとなったが、そもそも河川管理者と同一にする必然性はなく、例えば一部流域が一部他府県にかかっている一級河川においては、多くの区間が流れている都道府県が流域の保全を行うべきであると考え。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>解除申請の標準処理期間は、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、林野庁が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に達達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、達達から予定通知があるまでに1年6か月の事例も)を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースもある。</p> <p>また、林野庁本庁で事務をしているため、現場の状況等の把握や確認を迅速に行うことができず、都道府県に写真などの資料提供を求められるほか、他の解除案件が集中すると、時間がかかってしまうことが想定される。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>国土保全の根幹を揺るがすことなく都道府県知事が重要流域も含め一括して地域の実情に応じた事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。</p>	森林法第25条、第26条	農林水産省(林野庁)	兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県
13	A 権限 移譲	土地利用 (農地 除く)	複数府県に跨る重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨るものは、関西広域連合への移譲を求める。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>地方公共団体は、水循環に関する施策に関し、「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」(水循環基本法第5条)従来から河川管理者と当該権限を有する機関は別であり、河川管理者と同一にする必然性はなく、すべての民有林に係る保安林の指定等について、府県への移譲を基本とすべきである。また、複数府県に跨る流域に係る民有林の保安林の指定等については、関係府県が揃って手を挙げれば移譲すべきである。関西では、広域行政の責任主体である関西広域連合により国や府県間の意見調整等を図ることが可能である。</p> <p>【支障事例】</p> <p>現在、指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に達達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、達達から予定通知があるまでに1年6か月の事例も)、確定告示までは平均的に府県指定・解除の2倍の1年程度を要しており、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースも見受けられる。また、現地を知らない林野庁本庁で審査されるため、現地を熟知する地方公共団体であれば不要な、現地の実情を説明するための詳細な資料が必要となっている。</p> <p>【懸念の解消】</p> <p>国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」の確保については、国が法令等で重要流域に係る保安林の指定、解除等の「基準」を示すことにより担保され、現在の大臣権限と知事権限の指定、解除等の基準に差違はなく、地方公共団体の事務実施は可能である。</p>	森林法第25条、第26条	農林水産省(林野庁)	関西広域連合 (共同提案) 大阪府、兵庫 県、和歌 山県、鳥 取県、徳 島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
154	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	林業関係事業補助金 等交付要綱の改正	補助金において、内示後「交付 決定前着手届」の提出により、工 事に着手したい。	【制度改正の必要性】 交付金については、農山漁村地域整備交付金実施要領第6に基づき、内示後「交付決定前着手 届」の提出により、工事の着手が可能となる。 しかし、補助金については内示後補助金申請をして、国からの交付決定後でなければ着手ができ ない状況である。 昨年度においては、補助金と交付金の決定日に21日間の差があり、工事進捗の遅延につながる 状況となっている。(今年度においては24日間の差) また、H27.3.28付け標準工期の改正があり、昨年度よりも標準工期が延長となっている。(金額に より延長期間が大きく、例えば3千万の工事で30日延長となった。) このことにより、早期着手・早期完成を目標としているため、補助金についても交付金と同様、「交 付決定前着手届」ができるよう、要綱等の改正をお願いしたい。	林業関係事業補助金 等交付要綱 農山漁村地域整備交 付金実施要領 第6	農林水産省(林野庁)	長崎県
321	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	複数年契約を行う大 規模な木造公共施設 等への支援	大規模な木造公共施設等の整 備については、木材調達や工事 に複数年を要することから、複数 年での契約の場合でも補助対象 となるよう制度を見直すこと	大規模な公共施設の木造・木質化を行う場合は、木材調達と工事に時間を要するため、複数年 での契約が必要であるが、農林水産省(林野庁)の事業では単年度契約が補助要件となっており 補助対象とならない。 本県では、南越養護学校(木造平屋、H17開校)の建築の際、建築の材料として利用される県産 スギの準備に約一年を要し、工事期間が複数年となった。 支障事例としては、本県の市役所が木造化を検討した際、本体部分の木造化が単年度で工事が 終了しないことから申請を断念した事例がある。 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金では一括設計審査として、複数年度の事業が認め られているものもあり、当該交付金についても複数年度事業を補助対象とすべき。	「森林・林業再生基盤 づくり交付金実施要領 の運用について」第4 の1	農林水産省(林野庁)	福井県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
99	B 地方 に対する規 制緩和	その他	林業・木材産業改善 資金貸付事業計画承 認制度及び承認計画 に基づく月別資金管 理計画書の提出制度 の見直し	年度初めに国に対して貸付事業 計画承認申請を行い、その承認 を受けて貸付事業計画を定める 手続及び国の承認後の月別資 金管理計画書の提出を廃止する ことにより、事務の簡素化(事務 改善)を図る(実績報告等につ いては継続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料 を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成 した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の 承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、 自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続 きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担とな る上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わら ず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改 めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等 は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金 管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国から の新たな貸付がある場合に限って事業計画を付けて貸付申請を行っている。林業・木材産業改善 資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付 事業内容の資料をもって足りるとすべき。	「林業・木材産業改善 資金助成法の施行に ついて」(H15.6.11農林 水産事務次官通知)	農林水産省 (林野庁)	九州地方知 事会
194	B 地方 に対する規 制緩和	その他	林業・木材産業改善 資金貸付事業計画承 認制度及び承認計画 に基づく月別資金管 理計画書の提出制度 の見直し	年度初めに国に対して貸付事業 計画承認申請を行い、その承認 を受けて貸付事業計画を定める 手続及び国の承認後の月別資 金管理計画書の提出を廃止する ことにより、事務の簡素化(事務 改善)を図る(実績報告等につ いては継続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料 を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成 した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の 承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、 自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続 きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担とな る上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わら ず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改 めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等 は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金 管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国から の新たな貸付がある場合に限って事業計画を付けて貸付申請を行っている。林業・木材産業改善 資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付 事業内容の資料をもって足りるとすべき。	「林業・木材産業改善 資金助成法の施行に ついて」(H15.6.11農林 水産事務次官通知)	農林水産省 (林野庁)	山口県 中国地方知 事会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
100	B 地方 に対する規制 緩和	その他	林業就業促進資金貸 付事業計画承認制度 の見直し	年度初めに国に対して貸付事業 計画承認申請を行い、その承認 を受ける制度を廃止することによ り、事務の簡素化(事務改善)を 図る(実績報告等については継 続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料 を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成 した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の 承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、 自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続 きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等につ いて国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している 貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等 は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認制度を廃止し、事務の簡素 化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国から の新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。林業就業促進資金に ついても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内 容の資料をもって足りるとすべき。	「林業労働力の確保の 促進に関する法律の 施行について」 (H8.5.24農林水産事務 次官・労働事務次官通 知) 「林業労働力の確保の 促進に関する法律に 基づく林業就業促進資 金制度の運用につ いて」(H8.5.24林野庁長 官通知)	農林水産省 (林野庁)	九州地方知 事会
195	B 地方 に対する規制 緩和	その他	林業就業促進資金貸 付事業計画承認制度 の見直し	年度初めに国に対して貸付事業 計画承認申請を行い、その承認 を受ける制度を廃止することによ り、事務の簡素化(事務改善)を 図る(実績報告等については継 続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料 を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成 した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の 承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、 自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続 きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等につ いて国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している 貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告等 は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認制度を廃止し、事務の簡素 化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国から の新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請を行っている。林業就業促進資金に ついても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内 容の資料をもって足りるとすべき。	「林業労働力の確保の 促進に関する法律の 施行について」 (H8.5.24農林水産事務 次官・労働事務次官通 知) 「林業労働力の確保の 促進に関する法律に 基づく林業就業促進資 金制度の運用につ いて」(H8.5.24林野庁長 官通知)	農林水産省 (林野庁)	山口県 中国地方知 事会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
101	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	沿岸漁業改善資金貸付事業計画承認制度及び承認計画に基づく月別資金管理計画書の提出制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告については継続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付けて貸付申請を行っている。沿岸漁業改善資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(S54.4.27農林水産事務次官通知)	農林水産省 (水産庁)	九州地方知事会
196	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	沿岸漁業改善資金貸付事業計画承認制度及び承認計画に基づく月別資金管理計画書の提出制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止することにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告については継続する。)	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成した原資をもとに貸付事業を実施していることから実績報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度都道府県の特別会計で融資枠等について予算化し、議会の承認を受けて決定しているところであり、その貸付原資については当分の間追加造成することなく、自己回転により事業を実施している都道府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、都道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手続きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の審査を受けているにも関わらず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消策等】 国の補助金をもとに貸付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実績報告は継続した上で、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認や国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止し、事務の簡素化(事務改善)を図る。 【類似制度の例】 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付けて貸付申請を行っている。沿岸漁業改善資金についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(S54.4.27農林水産事務次官通知)	農林水産省 (水産庁)	山口県 中国地方知事会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
87	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	漁業近代化資金融通法における国による関与の廃止又は簡素化	二重行政化を避ける為、漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を超える場合の国の承認について、「承認」の手續を「廃止」若しくは「届出」等に簡素化すること、又は漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を引き上げること(いずれも国の承認手続き省略に繋がるもの。)	【支障事例】 現在、10 ³ から20 ³ 未満の漁船を建造する場合、1億円から2億円程度の資金が必要である場合が殆どであり、実際に宮崎県では約半数の申請が法で定める貸付限度額(9千円)を超え、国の承認が必要となっている。この場合、県単独で手續を進める場合と比べ、最低でも1ヶ月の期間が追加が必要となり、その他の融資機関、保証機関の審査、県の利子補給の審査期間も含めると融資までに長期間を要する状況となっている。 一方、漁船建造には漁期との関係や造船所の建造計画があり、申請手續が長期にわたると融資前の事前着工を漁業者(借受者)が余儀なくされることがある。この場合、県では原則利子補給対象としていないが、真にやむを得ない場合は事前着工承認申請書を提出してもらい条件付(国の承認がないときは利子補給の対象としない)で承認しているが、条件付の着工承認であることや造船業者への手付金の支払が必要な場合もあるなど、漁業者(借受者)にとってはリスクがあるものとなっている。 本制度資金は、漁業者(借受者)への貸付金は信漁連からであり、県の利子補給財源も県独自の資金となっている為、国庫からの支出は一切生じないものである。また、国の承認は、県が通常利子補給する際の書類に県の意見書を付しているのみで、国も県と同様に「償還の可能性」について審査していると思われる為、事務手續が重複していると考えられる。 以上のことから、本県では融資の迅速化や漁船の代船建造円滑化のため国の関与の簡素化が必要と考える。	漁業近代化資金融通法第2条第3項第1号の括弧書及び第1号口、同法施行令第4条第1号	農林水産省(水産庁)	九州地方知事会
89	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	沿岸漁業改善資金の融資に係る保証方法の見直し	中小漁業融資保証法により、融資機関が融資する場合に漁業信用基金協会による機関保証を受けることができるが、これを都道府県直貸方式の場合であっても、保証可能にすること。	【現行制度の概要】 沿岸漁業改善資金は、都道府県が国の補助金を受け資金を造成し、沿岸漁業従事者等の漁業経営又は生活の改善、漁業後継者の養成を図るため、必要な資金を無利子で貸し付ける制度資金である。 沿岸漁業改善資金助成法により、本資金の貸付けを受ける者に対しては、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならないとされている。本県の場合、沿岸漁業の経営を開始するために必要な資金(漁業経営開始資金)を借し付ける際のみ、保証人に加え融資対象物件を担保として徴求しているが、それ以外は保証人の設定のみである。 【支障事例】 現在、法務省で検討されている民法改正(債権関係)の中で、保証人保護の方策の拡充が検討されている。この拡充により、保証人になろうとする者は、公正証書で保証債務を履行する意思を表示しなければならず、借受人は保証人の確保が難しくなるとともに保証人設定の手續が今まで以上に煩雑になる可能性がある。 漁船などの物的担保については、担保の設定や管理に関する事務を、行政機関(都道府県)が行うことは難しい。 【懸念の解消策】 中小漁業融資保証法第1条により、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等を保証の対象としているが、沿岸漁業改善資金は、都道府県直貸方式の資金のため、機関保証の対象外となっている。上記、民法改正が行われれば、保証人確保が難しくなる可能性もあり、中小漁業融資保証法第4条における保証対象の見直しを行っていただきたい。 なお、県の直接貸付を機関保証の対象とする制度の見直しに当たっては、地方に過度な事務負担を強いることがないよう、十分留意した改正としていただきたい。	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項 中小漁業融資保証法第4条	農林水産省(水産庁)	九州地方知事会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
90	B 地方 に対する規制 緩和	その他	特定大臣許可漁業等 の取締りに関する省 令に基づく届出漁業 に係る届出書類の簡 素化	特定大臣許可漁業等の取締りに 関する省令に基づく届出漁業に ついて、進達事務の効率化と漁 業者の負担軽減を図るため、農 林水産大臣に対し一覧表方式に より届出・報告が行えるよう見直 しを行うとともに届出に係る添付 書類のうち、漁船原簿謄本を不 要とするよう措置すること。	【現行制度の概要】 小型するめいか釣り漁業等の届出漁業を営もうとする者は、省令に基づき農林水産大臣に操業期 間ごと及び船舶ごとに定められた様式に指定された添付書類(漁船原簿謄本等)を添えて届出を 行い、また、操業期間終了後は漁獲成績報告書を提出している。 これら関係書類は、県を経由して提出することとなっていることから、県は漁業者から提出を受けた 内容を十分確認のうえ、水産庁に進達を行っているところである。 【支障事例】 本県においては、届出漁業のうち小型するめいか釣り漁業の本県届出件数は500件以上で、届 出や報告に伴う内容確認と進達は同時期に行うため、多大な事務作業となる。 【制度改正の効果】 届出や漁獲成績報告書の提出にあたり、一覧表形式による提出方式を導入し、また、添付書類の うち漁船原簿謄本については、県が漁船情報を管理していることから、これを不要とすることで、県 の進達事務の効率化と漁業者の負担軽減(漁船原簿謄本交付手数料)を図ることができる。 【類似事務の状況】 沿岸くろまぐる漁業は広域漁業調整委員会指示に基づく承認制となっているが、これら承認申請と 漁獲成績報告書の提出は、一覧表方式を導入しており、加えて、添付書類となっている漁船原簿 謄本は省略が可能となるよう措置がなされている。(広域漁業調整委員会は水産庁所管)	特定大臣許可漁業等 の取締りに関する省令 第19条、第22条	農林水産省(水産庁)	九州地方知 事会
217	B 地方 に対する規制 緩和	その他	漁業調整規則の制定 に係る農林水産大臣 の認可の廃止	漁業法及び水産資源保護法に 基づき各都道府県が定めている 漁業調整規則において、他県に またがらない一県で完結する河 川等における内水面漁業調整規 則の改正は、各県の実情を踏ま えた柔軟な対応ができるよう農 林水産大臣の認可を不要とし、 届出とすること。	【具体的な支障事例】 内水面における禁漁区域等の設定については、内水面漁業調整規則の改正が必要であるが、改 正の手続きには国の認可が必要である。その手順は、①水産庁担当者による内容確認、②事前 協議(公文)、③事前協議了解通知、④内水面漁場管理委員会諮問・答申、⑤規則改正認可申 請、⑥認可となり、早くとも約1年を要するため、迅速な改正を求める地元意向に対処できない。 規則改正が必要な千代川大口堰周辺については、平成23年以降、毎年委員会指示を発令して周 年禁止としているが、遊漁者の違反が年数回繰り返されている。規則違反の場合は、警察に通報 し違反者の指導や検挙を行っているため、抑止効果が高い。一方、委員会指示違反の場合は、直 罰規定がなく、罰則をかけるにはその前段として知事の裏付け命令が必要であり、処分までに時間 を要し、両者の間には抑止力に大きな差がある。 (参考) 平成19年「東郷湖シジミ採取の大きさ規制等」に関する規則改正の手続きには7ヶ月を要した。 現在、「千代川大口堰周辺の水産動植物採捕禁止区域の設定」に係る水産庁担当者による内容 確認として資料を提出中。 【制度改正の必要性】 広域的な資源管理に影響を及ぼさず、複数の都道府県間の漁業調整問題を招く恐れがない一県 で完結する河川等の規則改正は、特に重要なものとは考えられないため、水産庁で認可を行う必 要性は低いと考えられる。	漁業法第65条第7項 水産資源保護法第4 条第7項	農林水産省(水産庁)	鳥取県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
229	A 権限 移譲	その他	漁港区域内の里道・水路に係る管理権限の漁港管理者への移譲	漁港区域内に所在する法定外公共物である里道・水路について、国有財産特別措置法第5条第1項を改正し、漁港管理者である自治体に譲与する	漁港区域外の法定外公共物である里道・水路は、平成12年施行の地方分権一括法により国から市町村の申請に基づき譲与されたが、漁港区域内(農林水産省所管)の里道・水路については国有のままで、境界確定等の管理事務は、国有財産法施行令の規定により、法定受託事務として都道府県が行うこととされている。 一方、漁港施設内の里道・水路は、臨港道路の底地に里道がある場合など、漁港施設と一体的に利用されるものが多いため、漁港施設の管理者が管理することが効率的である。 さらに、里道、水路の境界確定申請を行う場合などについては、漁港区域の内外で管理者が変わるため、申請者の手続きが非常に煩雑であり、申請者の負担となっている。 このため、里道・水路については漁港を管理する自治体に譲与するのが適切であり、市町村が管理する漁港区域の一元的な管理、申請窓口の一本化による住民サービスの向上の視点から、個々の事情に応じた事務処理特例ではなく、一括して市町村に移譲すべきである。	国有財産法施行令第6条第2項第1号のイ 国有財産特別措置法第5条第1項	農林水産省(水産庁)、財務省	京都府 関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県
91	B 地方 に対する規制 緩和	その他	水産多面的機能発揮対策事業交付金の第1四半期交付額の上限撤廃	事業執行に支障が出ないよう、第1四半期の交付額の上限を撤廃し、活動実態に応じて交付ができるよう見直しを行うこと。	【支障事例】 国の交付金は、全国一律に第1四半期に25%を上限に概算交付され、年度内の第4四半期には協議会が確実に実施した費用のうち、交付決定額の90%を上限として請求することとなり、残額は、年度が変わった第5回の交付により精算している。 一方、事業の実施にあたっては、海域の状況や現地の実情に応じたタイムリーな活動が必要であり、特に藻場対策のために必要な作業は4～6月に集中しているため、第1四半期により多くの活動費が必要となっている。 【懸念の解消策】 事業執行に支障がでないよう、第1四半期の交付額の上限を撤廃し、活動実態に応じて交付ができるよう見直しを行っていただきたい。なお、上記の支障事例等については国に業務量を説明の上、全額概算交付をお願いしたが、実現しなかったため、今回、第一四半期の上限撤廃を提案するものである。	水産多面的機能発揮対策事業交付要綱	農林水産省(水産庁)	九州地方知事会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
124	A 権限 移譲	その他	食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条の改正	食品表示法及び同法施行令により、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)に委任されている指示・命令・調査等の権限を保健所を設置する市に移譲する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>食品表示法の施行に伴い、JAS法、食品衛生法、健康増進法に由来する食品表示に係る基準等が一元化されたが、表示の指導・監視等を行う権限については、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)まで委任されている事項(JAS法由来事務)と保健所設置市までに委任されている事項(保健・衛生事項)とがあり、同一事業者に対して、都道府県・指定都市と保健所政令市がそれぞれ食品表示法に基づき権限を行使するが生じるため、食品表示に関する消費者庁、農林水産省の権限はすべて保健所政令市まで移譲することで、食品表示法の一体的な執行が可能になる。</p> <p>【現状での支障事例】</p> <p>食品表示法に基づく表示のうち、消費期限や栄養成分、アレルギーの表示の指導・処分の権限は保健所政令市にあり、原産地や原材料の表示の指導・処分の権限は、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)にある。</p> <p>同じ食品の表示の中で、例えば、原産地とアレルギーの表示に誤りがあった場合、表示した事業者が保健所政令市内の事業者であれば、原産地は都道府県が、アレルギーは市が調査し、その違反の程度に応じて、都道府県と市のそれぞれが、行政指導・処分を行わなければならない。</p> <p>また、都道府県と市のそれぞれが、指導にするか、処分まで至るか判断するため、同一食品について、その判断が分かれる場合もありうる。</p> <p>さらに、市内業者からの問い合わせ等も、対象事項によって都道府県にて対応できるものと対応できないもの(市の窓口を紹介)とがあり、疑義事案の資料提出、報告も都道府県と市あてそれぞれにならざるを得なくなり、負担となる。</p>	食品表示法第15条 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第5条～第7条	内閣府(消費者庁)、農林水産省	岡山県